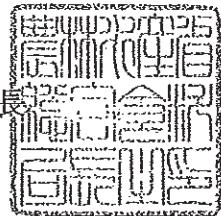


22総合第1744号

平成23年3月20日

社団法人日本蕎麦協会会長

農林水産省総合食料局長



東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた農作物や食品等の
取り扱いについて

東北地方太平洋沖地震で被災された皆様には、謹んで御見舞い申し上げます。また、日頃より、農林水産・食品行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、報道にもございますとおり、東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島原子力発電所事故に関連して、茨城県産のホウレンソウや福島県産の原乳から、食品衛生法の暫定規制値を超過する放射性物質が検出されました。これについては、政府の原子力災害対策本部において、出荷制限を含めた適切な対策等を早急に決定していくこととしています。

このような中で、今回の地震、津波及び原子力発電所事故の発生前に生産・製造された農作物や食品等について、一部に取引に支障を来す事例が見受けられるところです。原子力発電所事故の発生前に生産・製造された農作物や食品等については、事故の発生時以後も屋内で適切な管理の下に貯蔵されている限り、放射性物質を含む粉じんを浴びることがないため、安全性が損なわれる可能性は極めて低いと考えられます。

食料品等の流通に携わる事業者の皆様、農林水産物を原料とした食料品等の製造に携わる事業者の皆様におかれましては、科学的根拠に基づく冷静な対応をしていただきますようお願い申し上げます。

農林水産省といたしましては、今後とも、関係各府省庁と協力のもと、関係する情報を逐一提供して参りたいと考えております。